三原台病院　（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条　医療法人稲仁会が運営する三原台病院通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に努め、利用者ごとに目標を設定し、計画的に行う。

一　利用者に対するサービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

二　従業者は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三　サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努める。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第3条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者：三原台病院　病院長

管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　医師：２名

医師は、利用者の病状や心身の状況等の把握に努め、他従業者と共同して利用者ごとの目標及びサービス提供の計画を立てる。また、サービス提供に当たり他従業者に指示を与える。

三　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　３名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師等の従業者と共同して利用者ごとの目標及びサービス提供の計画を立て、必要に応じて、看護師等にリハビリテーションに関する必要な助言を行う。

四　管理栄養士　１名

管理栄養士は、利用者の栄養状態の把握に努め、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、看護職員等と共同して栄養ケア計画の作成、評価等を行い利用者の栄養改善に関しての必要な指導・助言を行う。

五　看護職員　看護師又は准看護師　１名以上

看護職員は、利用者の心身の状況等の把握に努め、医師等の従業者と共同して利用者ごとの目標及びサービス提供の計画を立て、利用者に適切なサービスを提供する。

六　介護職員　10 名以上

介護職員は、医師や看護職等の指示・指導に基づき、利用者に適切なサービスが提供できるような介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第4条　事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日

毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

二　営業時間

原則として、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

（利用定員）

第5条　事業の利用定員は 1 日 60 人とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第6条　指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

一　病状、心身の状況及びその置かれている環境の把握

二　要介護状態の悪化の防止又は要介護状態となることの予防のための目標設定

三　通所リハビリテーション計画による心身機能の維持回復

四　通所リハビリテーション計画による実施状況などの評価

五　利用者の居宅と病院間の送迎

六　食事及び入浴介助

七　療養上の指導

八　居宅支援事業者等との連携を図る

（利用料その他の費用の額）

第7条　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とする。

二　指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額の他に、次の額を徴収する。

1　食　費　昼食代 550 円　おやつ代 70 円

2　おむつ代　実費相当分

三　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は、長崎市内のうち山里中学校区、三川中学校区、平野町、坂本町、浜口町、岩川町、目覚町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条　利用者のサービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

一　施設内での飲酒は、当施設が実施する行事等の特別な日に限定する。
また、喫煙については施設内禁煙とする。

二　サービス利用の際に持ち込まれる所持品・備品等には、必ず氏名を記入すること。

三　サービス利用時には、多額の現金・貴重品等は持ち込まないこと。万一、盗難・紛失されても当施設は一切責任を負わない。

四　緊急の場合を除き、原則としてサービス利用時間内の外来を受診することはできない。

五　衛生上の問題により、施設内にペットを持ち込むことは禁止する。

六　利用者及び家族等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

七　他の利用者への迷惑行為は禁止する。

（職員の質の確保・研修）

第10条　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。その研修は、三原台病院教育委員会の規定に準じて実施する。

（非常災害対策）

第11条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

一　防火管理者は政令で定める資格を有する者とし、火元責任者には当事業の専任医師を当てる。

二　非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。

三　火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。

四　防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

1　防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）　年２回

2　非常災害用設備の使用方法の徹底　随　時

五　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第12条　感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

一　従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

二　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第12条　事業所は感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

1　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催します。その結果を、通所リハビリテーション職員に周知徹底します。

2　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

3　介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（虐待の防止）

第13条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

二　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三　虐待防止のための指針を整備する

四　虐待防止のための従業者に対する研修の実施

五　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束等）

第14条　サービス提供に当たっては、原則として、利用者に対し身体拘束等を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録し、速やかに、家族等に対してその事実を報告する。

（秘密の保持）

第15条　従業者は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らさない。また、従業者であった者にも秘密を保持させるため、必要な措置を講じる

二　次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から予め同意を得る。

1　介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、他医療機関等への情報の提供。

2　介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する。

3　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

（緊急時の対応）

第16条　サービス提供時間中に、利用者が心身の状態が急変する等の緊急時には、担当医師及び三原台病院の医師が対応する。医師の医学的判断により当院での対応が困難な場合は、他の専門医を紹介する等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第17条　利用者に転倒・転落等の事故が発生した場合は、医療法人稲仁会三原台病院が定める「事故発生時対応マニュアル」に沿って適切に対応する。

（要望又は苦情等への対応）

第18条　利用者又は代理人等から要望又は苦情等があった場合は、医療法人稲仁会三原台病院が定める「苦情処理対応マニュアル」に沿って、迅速・適切に対応する。

（その他運営に関する重要事項）

第19条　この規程に定める事項の他、通所リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人稲仁会三原台病院が定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成２７年１１月１１日より施行する。
2. 平成３０年　7月１１日 一部改正
3. 令和　元年１０月　１日 一部改正
4. 令和　３年　６月１６日 一部改正
5. 令和　６年　４月　１日 一部改正